○厚生労働省告示第二百八十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（平成二十四年厚生労働省告示第四百二十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

本文中「三十四万三千三百九十六円」を「三十四万三千三百九十五円」に改める。

○厚生労働省告示第二百八十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（平成二十五年厚生労働省告示第二百二十八号）の一部を次のように改正する。ただし、平成二十六年八月前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

本文中「三十四万千五百四十二円」を「三十四万千五百三十八円」に改める。

○厚生労働省告示第二百八十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成二十五年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次のように改正する。ただし、平成二十六年八月一日前の基本手当の日額の算定及び特例受給資格に係る離職の日が平成二十六年八月一日前である特例受給資格者に係る特例一時金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

第四号ロ中「一万五千六百六十円」を「一万五千六百五十円」に改める。

○厚生労働省告示第二百八十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十六年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第三項に規定する自動変更対象額を次のように変更する。ただし、適用日前の基本手当の日額の算定、高年齢受給資格に係る離職の日が適用日前である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金の額の算定及び特例受給資格に係る離職の日が適用日前である特例受給資格者に係る特例一時金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

一　雇用保険法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　二千三百円以上四千六百円未満の額

二　法第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、百分の四十五）までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　四千六百円以上一万千六百五十円以下（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、四千六百円以上一万四百九十円以下）の額

三　法第十七条第四項第一号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　二千三百円

四　法第十七条第四項第二号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　次に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　法第十七条第四項第二号イに掲げる受給資格者　一万四千九百十円

ロ　法第十七条第四項第二号ロに掲げる受給資格者　一万五千六百十円

ハ　法第十七条第四項第二号ハに掲げる受給資格者　一万四千二百円

ニ　法第十七条第四項第二号ニに掲げる受給資格者　一万二千七百八十円

○厚生労働省告示第二百九十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十六年八月一日以後の同条第一項第一号に規定する控除額を千二百八十六円に変更する。ただし、同日前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十六年七月十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第二百九十一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、同条第一項第二号に規定する支給限度額を三十四万七百六十一円に変更し、平成二十六年八月以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定について適用する。ただし、同月前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

○農林水産省告示第九百五十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月十五日　農林水産大臣　林　芳正

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第23455号

2　品種登録の年月日　平成26年7月4日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Oryza sativa L.

4　登録品種の名称　出羽さらり（でわ）

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所　山形県山形市松波二丁目8番1号

7　出願公表の年月日　平成24年6月19日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十五日　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の日から六月を経過する日前に製造されたとうもろこしジスチラーズグレインソリュブルを原料とする配合飼料に係る改正後の飼料の公定規格の備考の2に基づく可消化養分総量及び代謝エネルギーの値の算出については、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第九百五十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年七月十五日　農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年七月五日　第六十六号

二　登録認定機関の名称及び住所

鳥取県　鳥取県鳥取市東町一丁目二百二十番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

鳥取県

(2)　認定を行う事業所の所在地

鳥取県鳥取市東町一丁目二百二十番地